令和８年

第３回大阪広域水道企業団議会
(11 月定例会)

提出議案

(第１号議案～第２号議案)

(第１号報告～第４号報告)

目　　次

第 1 号議案　　大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 2 号議案　　令和７年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・・・ 3

第 1 号報告　　令和７年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・・・・ 4

第 2 号報告　　令和７年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・ 5

第 3 号報告　　令和７年度決算に基づく資金不足比率報告の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 4 号報告　　債権放棄報告の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第１号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長　永藤　英機

大阪広域水道企業団条例第　号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第１（第26条関係）

１～17　（略）

18　千早赤阪水道事業

メーターの口径	基本料金（１月につき）	従量料金（水量１立方メートル当たり１月につき）				
13ミリメートル	1,637円	１立方メートル以上10立方メートルまで121円	11立方メートル以上20立方メートルまで224円	21立方メートル以上30立方メートルまで278円	31立方メートル以上40立方メートルまで314円	41立方メートル以上345円
20ミリメートル	1,803円					
25ミリメートル	2,135円					
30ミリメートル	6,387円					
40ミリメートル	11,472円					
50ミリメートル	21,059円					
75ミリメートル	46,588円					

改正前

別表第１（第26条関係）

１～17　（略）

18　千早赤阪水道事業

メーターの口径	基本料金（１月につき）	従量料金（水量１立方メートル当たり１月につき）				
13ミリメートル	1,180円	１立方メートル以上10立方メートルまで100円	11立方メートル以上20立方メートルまで185円	21立方メートル以上30立方メートルまで230円	31立方メートル以上40立方メートルまで260円	41立方メートル以上285円
20ミリメートル	1,300円					
25ミリメートル	1,530円					
30ミリメートル	4,540円					
40ミリメートル	8,070円					
50ミリメートル	14,740円					
75ミリメートル	32,440円					

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（千早赤阪水道事業における料金に関する経過措置）

２　この条例による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表

第１の規定は、千早赤阪水道事業において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る料金を算定する場合に適用し、同日前の使用水量に係る料金を算定する場合にあっては、なお従前の例による。

３　前項の場合において、施行日以後に徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の算定期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、日割りにより算定する。

第２号議案

令和７年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件

令和７年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長　永藤　英機

令和７年度大阪広域水道企業団水道用水供給事業剰余金処分計算書

（単位　円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	192,332,009,008	4,209,643,257	5,539,381,821
議会の議決による処分額	0	0	△2,653,641,784
減債積立金への積立	0	0	△2,501,018,560
水道事業統合促進積立金への積立	0	0	△152,623,224
処分後残高	192,332,009,008	4,209,643,257	（繰越利益剰余金） 2,885,740,037

令和７年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業剰余金処分計算書

（単位　円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	59,980,246,199	8,823,615,178	12,424,835,860
議会の議決による処分額	0	△426,230,428	△3,323,544,348
減債積立金への積立	0	0	△2,782,841,382
建設改良積立金への積立	0	△426,230,428	△540,702,966
処分後残高	59,980,246,199	8,397,384,750	（繰越利益剰余金） 9,101,291,512

第１号報告

令和７年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告し、議会の認定に付する。

令和８年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長　永藤　英機

第２号報告

令和７年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告し、議会の認定に付する。

令和８年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長　永藤　英機

第３号報告

令和７年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和８年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長　永藤　英機

１　資金不足比率

会　　計　　名	数　　値（パーセント）	経営健全化基準（パーセント）
大阪広域水道企業団水道事業会計	―	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	―	

備考　「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」ともに資金不足額がないため、「―」と表記している。

２　監査委員の意見
別紙のとおり

第４号報告

債権放棄報告の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第１号）第14条第１項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長　永藤　英機

債権の名称	放棄事由	件数	金額
水道料金 メーター使用料	条例第14条第１項第１号 （破産免責）	104件	689,153円
	条例第14条第１項第２号 （時効期間満了）	59件	256,756円
	条例第14条第１項第５号 （徴収停止後期間経過）	2,223件	4,357,117円
	小　　計	2,386件	5,303,026円
工業用水道料金 メーター使用料 延滞金	条例第14条第１項第５号 （徴収停止後期間経過）	5件	2,441,080円
工業用水道 廃止負担金	条例第14条第１項第５号 （徴収停止後期間経過）	2件	11,339,814円
損害賠償金	条例第14条第１項第２号 （時効期間満了）	2件	8,190,000円
	条例第14条第１項第４号 （強制執行等後無資力）	2件	5,016,900円
	条例第14条第１項第５号 （徴収停止後期間経過）	1件	2,218,000円
	小　　計	5件	15,424,900円
合　　計		2,398件	34,508,820円